

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 4 月 8 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年4月8日（火）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1 番 西富 大二郎	2 番 深水 進	3 番 西村 清敏
4 番 牧坂 邦夫	5 番 福原 幸一	6 番 葭村 誠一
7 番 網田 稔	8 番 徳永 芳也	9 番 東 哲治
10 番 田中 敏郎	11 番 田中 友博	12 番 森山 哲也
13 番 林田 智博	14 番 谷口 憲治	15 番 坂本 修
16 番 内田 勤矢	17 番 宮本 淳一	18 番 松田 則康
19 番 上村 悦美	20 番 福嶋 徳行	21 番 上島 恵二
22 番 木下 三智也	23 番 牧野 正治	24 番 上田 隆幸

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名、全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。さて、本日の総会は、新年度になりまして第一回目の総会でございます。先程、ご紹介がありましたが、新しく事務局職員になられた皆様には、農業委員会での今後の活躍をご期待申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局 ありがとうございます。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には3番の西村清敏委員と4番の牧坂邦夫委員を、書記に事務局の平井伸之主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第11号議案令和7年度最適化活動の目標設定等についてまでの11件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請51件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、主に合志市で水稻、トウモロコシ、麦、タマネギなどを作付される農地所有適格法人が、経営拡張のための所有権移転の申請です。同地域に居住する従業員が主に申請地を耕作する予定で、ユズの作付けをされるとのことです。

2番は、親族間の売買で所有権移転の申請です。譲受人は認定農業者で、現在も利用権を設定し耕作をしており、許可後も引き続き米、麦、大豆を作付されるとのことです。

3番は、経営拡張するための賃借権設定の申請です。買受人は菊陽町で養豚業を営む法人代表で、妻と共に申請地にブドウを作付する計画です。申請人は、菊陽町や合志市に父親や法人与経営する農地があり、米の作付けをしており、また養豚業に従事して8年とのこと。先日の地区委員会に出席いただき営農計画について聞き取りを行い、2,000本の苗木を60本定植し、2年目から収穫ができるように計画しているとのこと。作物の知識は、親戚が植木町でスイカとブドウを作付けしており、技術指導を受けるとのこと。問題はないものと判断いたしました。

4番は、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請3番と関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための更新3回目の申請です。太陽光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、3条の許可を必要とされるものです。下部農地ではミョウガを作付けされており、営農も良好であるとして、設定期間は3年といたしました。

5番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は、土木業を営む個人で、申請地にはニンニクを作付する計画です。農地では父は御船町で葉タバコ、米、麦、野菜を栽培する農家でしたが、昨年病気を患い、今後は申請人が土木業を行いながら農業経営も継承していきたいとのことです。また、収穫したニンニクは親族が経営する飲食店に卸していく計画とのことです。

以上、先日の地区委員会に出席していただき、営農計画について聞き取りを行い、問題はないものと判断いたしました。

6番は、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請31番と関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための更新2回目の申請です。太陽光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、3条の許可を必要とされるものです。

申請地の区分農地ではブルーベリーが作付けされておりますが、その反収は地域の平均的な反収にして8割を達成することができておりませんが、昨年7月と本年1月に現地を調査し、農業委員会の指導を受け、改善計画を提出され、知見を有する者からの意見を鑑み、令和6年3月28日付け農林水産省営農局農地政策課長通知並びに営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いに基づき、設定期間は2年といたしました。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

10番 森山哲也委員

10番委員、森山です。

7番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、キャベツ、ジャガイモを栽培される農家で、申請地にはジャガイモを作付される計画です。なお、取得予定地の近隣に、家庭菜園を行っている畑と、息子夫婦との二世帯住宅を所有し、週の半分は当該地域で生活され、農業に従事しておられることを聞き取りで確認しております。

8番は、新規就農による所有権移転の申請です。譲受人は、兼業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。なお、申請地は昨年8月の総会で許可を受けておりましたが、申請面積に相違があったため、許可書を返納されております。今回、分筆、測量を行い、正しい面積が確定しましたので、再申請となったものです。

営農計画などは昨年の地区委員会で本人から聞き取りを行い、今回の申請も変わりがないことを確認しております。

9番と10番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、ブロッコリーを作付される計画です。

11番と12番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地はそれぞれが所有する農地に隣接する農地であることから、耕作の便宜上の交換されるものです。11番の譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。12番の譲受人は、水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま7番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、14番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

14番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は下益城郡美里町で果樹を栽培されている兼業農家で、申請地には柿及び栗を栽培される計画です。譲受人に、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請について何ら問題ないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま14番、15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、16番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

16番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、子への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キャベツを栽培されている農家で、申請地には水稻、キャベツを作付される計画です。

17番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人が代表を務める法人の花壇用として、申請地には花卉を作付される計画です。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、花卉を栽培されている農家で、申請地には水稻、花卉を作付され

る計画です。

19番は、農地所有適格法人を設立し、所有権移転の申請です。法人代表者には先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聴き取り調査を行い、農地所有適格法人としての要件につきましても添付資料により、農地法に規定する各要件に適合しており、問題はないものと判断しております。許可後は水稻、ジャガイモ、キャベツを作付される予定で、法人の新規参入についても何ら問題ないものと判断いたしました。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

21番と22番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地はそれぞれが所有する農地に隣接する農地であることから、耕作の便宜上交換されるものです。21番の譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稻、ナスを作付される計画です。22番の譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地には水稻、ナスを作付される計画です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、キャベツ、ブロッコリーを栽培されている農家で、申請地には水稻、キャベツ、ブロッコリーを作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま16番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、24番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

24番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水

稲、露地野菜、メロンを栽培されている兼業農家で、申請地には許可後、水稻、露地野菜、メロンを作付される計画です。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される計画です。

26番は、贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は農地所有適格法人で水稻を栽培されています。申請地には許可後、水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいま24番から26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、27番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

27番及び28番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稻、麦を作付しており、許可後、申請地を水稻の苗床として使用する計画です。しかしながら、申請地は石混じりの土でかさ上げされ、耕作できる状況ではないため、申請人に耕作できる状況にするよう指導し、継続審議とすることとしました。

28番は、後の2号議案、事業計画変更承認申請1番及び3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3番と関連です。営農型太陽光発電設備の設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定するものです。

令和6年10月21日に農地法第3条の規定により許可をした案件ですが、下部農地の作物変更に伴い申請されたものです。契約期間は3年間となっております。下部農地にてミョウガの栽培を行っていましたが、安定期に基準収量の8割を満たすことができない状況でした。

昨年１０月に現地にて営農指導を行い、その後１１月に事務局へ作物を変更したい旨の相談がありました。先日の地区委員会にて発電設備の設置者と下部農地の耕作者へ聞き取りを行い、サカキへ変更することを確認しました。

以上２７番を除く１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま２７番と２８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、２７番は継続審議、２８番は申請どおり許可することと決定いたします。
次は、２９番。

１７番 宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

２９番から３５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２９番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ダイコン、キャベツを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

３０番から３２番は、後の３３番から３５番及び２号議案、事業計画変更承認申請２番から４番、４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請４２番から４４番と関連です。営農型太陽光発電設備の設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定する申請です。令和６年７月８日に農地法第３条の規定により許可をした案件ですが、下部農地の作物変更に伴い申請されたものです。

下部農地にてミョウガの栽培を行っていましたが、安定的に基準収量の８割を満たすことができない状況でした。１１月に事務局へ作物を変更したい旨の相談があり、先日の地区委員会で下部農地の耕作者へ聞き取りを行い、一部をサカキへ変更するとのことを確認しました。

契約期間については３年間の申請ですが、引き続きミョウガの栽培状況とサカキの導入状況の確認をしていく必要があるものとの協議に

至り、太陽光発電設備の支柱部分の一部転用に合わせて期間を１年間とします。

３３番から３５番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置に伴う区分地上権設定の申請です。説明は３０番から３２番のとおりでございます。太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、今回の申請に至りました。令和６年３月２８日付け農林水産省経営局農地政策課長通知、営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第３条第１項の許可の取扱いについてに基づき、期間は１年間といたします。

以上７件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま２９番から３５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することと決定いたします。次は、３６番。

２１番 上島恵二委員

２１番委員、上島です。

３６番から３８番について、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

３６番は、経営拡張のための賃借権を移転する申請です。借受人は、ナスを栽培する専業農家で許可後はミニトマトを作付する計画です。

３７番と３８番は関連で、新規就農のため使用賃借権を設定する申請です。借受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人は農業を始めるに当たり、今年の３月まで農業大学校で研修を行っております

許可後は、スイカ、ミニトマトを作付する計画で、出荷先はＪＡ、地元市場等を予定されております。地区委員会においては、新規就農について何ら問題ないものと判断いたしております。

以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま３６番から３８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することと決定いたします。次は、３９番。

２３番 牧野正治委員

２３番委員、牧野です。

３９番から５１番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

３９番は、自家消費のため所有権移転する申請であります。譲渡人、譲受人は叔父と甥の関係にあり、無償で譲り渡されるものであります。譲受人は、菊陽町に居住する会社員ですが、実家が今回の申請地の隣に位置しております。実家に居住する両親と共にレモン等の果樹及び露地野菜を作付する計画でございます。

４０番から４２番は関連で、新規就農のために新規設立された法人が賃借権を設定する申請であります。借受人である法人の代表は農業・園芸資材等の販売会社の勤務をやり、農業の手伝い等の経験を持っていますが、自ら農業を経営するにあたり、本年１月に法人を立ち上げ、開業準備を進めているところであります。許可後は、サツマイモ苗、タマネギ苗を作付する計画であります。

４３番は、第三者へ贈与するため所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻、栗を栽培する兼業農家で、許可後は栗を作付する計画であります。

４４番は、経営拡張のため所有権を移転する申請であります。譲受人は、水稻、柿を栽培する兼業農家で、許可後はカボチャを作付する計画であります。

４５番は、兄へ贈与するため所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻、露地野菜、栗、柿を栽培する専業農家で、許可後は柿を作付する計画であります。

４６番と４７番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権を移転する申請であります。４６番の譲受人は、施設スイカ、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後は露地野菜を作付する計画であります。

４７番の譲受人は、梅、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後はカ

ボチャを作付する計画であります。

48番は、孫へ贈与のため所有権を移転する申請であります。譲受人は、主にミカンを栽培する農家で、許可後は栗を作付する計画であります。

49番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻、スイカ、ミニトマトを栽培する専業農家で、許可後は水稻、スイカ、ミニトマトを作付する計画であります。

50番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請であります。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培する兼業農家で、許可後は露地野菜を作付する計画であります。

51番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培する兼業農家で、許可後は水稻を作付する計画であります。

以上13件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま39番から51番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請4件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28番及び3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3番と関連です。
令和6年10月21日に農地法第4条及び3条の規定により許可をした案件ですが、下部農地の作物変更に伴い、事業計画変更承認申請がありました。下部農地の栽培作物をミョウガからサカキへ変更するものです。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、営農型太陽光発電設備の下部農地での継続的な営農のためにやむを得ないものであり、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。次は、2番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から4番は、1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請30番から35番及び4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請42番から44番と関連です。令和6年7月22日に農地法第5条及び3条の規定により許可をした案件ですが、下部農地の作物変更に伴い、事業計画変更承認申請がありました。下部農地の一部をミョウガからサカキへ変更するものです。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、営農型太陽光発電設備の下部農地での継続的な営農のためにやむを得ないものであり、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区

委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、農業を営む個人が農家住宅へ転用する許可申請です。農地法には市街化の傾向が著しい区域にある農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路延長沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に、1つの医療施設のほか高齢者施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に専用住宅平屋建て1棟を建設する計画で、転用面積としては適切なものと判断されます。この住宅のため開発許可は不要です。

盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土高は80cm、土地の面積が500㎡以下で規制対象外であることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2 番。

2 4 番 上田隆幸委員

2 4 番委員、上田です。

2 番及び3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、墓地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、

第2種農地と判断されます。申請地には既に申請者宅の墓15基があり、墓石への記録から戦前より墓地として利用されていることを確認しました。相続登記の際に地目が農地であることが判明し、本申請に至ったとのことです。申請人から地目変更の手続を怠っていたことを反省する旨の始末書が提出されております。申請地は現状のまま利用し、隣接農地への被害防除は問題ありません。

3番は、1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28番及び2号議案、事業計画変更承認申請1番と関連です。営農型太陽光発電設備の一時転用許可の申請です。作物変更に伴う3条申請に合わせての申請で、申請期間は3年間となっています。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、太陽光パネル276枚、パネルの高さ2.2mから3.69m、遮光率71.3%、発電能力48kwで、支柱部分等に当たる転用面積は0.325㎡です。営農者は別途農地法第3条により土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積625.76㎡においては、サカキを作付する計画です。

営農計画書と反収の見込み、営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ、九州電力との接続に関する証明書、また知見を有する者の意見書も添付されております。

排水計画も問題はなく、支柱を含めた営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了等による設備撤去の費用負担の確約書が提出されています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま2番と3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、3番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
 次は、4番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う仮申請で、今回が4回目の更新になります。許可後の一時転用期間につきましては、前回と同じく3年間です。太陽光発電設備の設置状況及び支柱部分などの転用面積312.29㎡について、当初から変更はありません。下部の農地につきまして、引き続き「サカキ」などを栽培されており、添付書類として「営農計画書」、「営農への影響の見込み」、「地域の平均的な単収に関する資料」、「撤去についての誓約書」及び「栽培実績書と収支報告書を毎年提出することを誓約する旨を記載した書面」が添付されています。

これら添付書類から、下部農地での反収は、地域の同じ農作物の平均的な反収と比較しておおむね2割以上減収していないこと、また現地調査により「サカキ」の品質に著しい劣化がないことが確認できたことから、下部の農地における影響は終始受けずに行われているものと判断いたしました。

以上、さきの地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、営農型太陽光発電設備の更新許可の要件を満たしているものと判断し、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、4番は営農型太陽光発電設備の一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請47件でございます。

　　地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番から 3 1 番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、農業を営む個人が所有権を取得して公衆用道路へ転用する許可申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、水管、下水管の 2 種が埋設されている道路沿道の区域であって、申請地からおおむね 5 0 0 m 以内に 2 つの医療施設がある第 3 種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請者が所有する農地への公衆用道路とする計画で、転用面積として妥当なものと判断しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2 番は、個人が所有権を取得して既存宅地の拡張を目的とする転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない 1 0 h a 未満の小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人の家族がピアノ講師で来客用の駐車場として使用するもので、転用面積も妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査会回答済みとのことです。

工事期間は許可後から令和 8 年 3 月 3 1 日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3 番は、I T 事業、太陽光発電事業等を営む法人が賃借権設定による営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う一時転用更新 3 回目の許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の一団の広がりのある第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するものとして、不許可の例外の規定に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。設備の内容は、高さ 2. 0 m から 2. 8 4 m の支柱を立て、太陽光パネル 1, 2 9 6 枚、遮光率は 8 1. 3 5 % で、パネルの直下面積は 1, 8 8 0 m²、支柱部分の転用面積は 6 8. 3 2 m²です。太陽光パネルの下部においてはミョウガを生産されています。営農の状況については、直近の農産物の状況報告で、地域の平均反収と比較して 8 割以上の収量がある報告

書の提出と営農計画の見込書や知見を有する者の意見書などにより、今後も営農の適切な継続が見込まれると判断できます。

また、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体撤去する旨の確約書が出されております。周辺農地の営農状況に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上のことから、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断しました。

4番から24番までは関連で、一般土木建築工事業等を営む法人が、所有権を取得して産業用地へ転用する申請です。申請者は、熊本市が実施した産業用地整理事業に関わる公募で選定され、熊本市と産業用地整備に係る連携協定を令和5年9月26日に締結しており、本市経済観光局、都市建設局、農水局等の関係部局との協議を重ねながら、産業用地の整備計画を進めてこられております。

農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、この申請書に地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画に係る熊本県知事の承認が添付されており、第1種農地の不許可の例外規定の地域未来投資促進法に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法に規定する土地利用調整区域内において、同法に規定する施設を整備するために行われるものに該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積7万7,403㎡、総転用面積6万7,795㎡に半導体産業関連の工場用地や流通業務施設用地として4区画を造成し、緑地帯、調整池、後退道路等を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

なお、申請に係る事業は土地の造成のみを目的とするものについては許可することができないことになっていますが、先ほど申しました不許可の例外規定の、地域未来投資促進法の規定による承認を受けて実施される事業の場合は、土地の造成のみを目的とするものであっても、特例的に許可することができることになっております。

開発許可が必要となりますが、都市計画法に基づく地区計画による開発で、これまでに熊本県及び熊本県警との事前協議並びに都市計画審議会による審議が令和7年3月28日に終了しており、今後は熊本県や熊本県警等との関係機関との本協議を経て、地区計画の都市計画決定告示が令和7年4月下旬に行われる見込みであることを、都市政策課に確認しております。

開発行為につきましては事前審査回答済みで、都市計画法第32条

に基づく公共施設の管理者との協議は実施済みです。なお、地区計画の都市計画決定告示後は、速やかに開発許可の本申請がなされ、許可見込みがあることを開発指導課に確認しております。

工事期間は令和7年6月1日から令和9年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

しかしながら、転用区域の一部は以前から駐車場として使用されており、土地所有者により農地転用の許可を受けずに使用していたことを深く反省するとともに、今後はこのようなことのないよう万全の注意を払っていく旨の始末書が添付されております。今後の手続は、許可相当の判断後は、総転用面積が4haを超えますので、県知事が許可することになりますので、農業会議へ意見を聴取の上、申請書に許可相当の意見を付して申請書を県知事へ送付することになります。

25番から30番までは関連で、産業廃棄物及び中間処理並びに最終処分事業等を営む法人が、所有権を取得して産業廃棄物中間処理施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。

土地利用計画は総事業面積2万2,170.29㎡、総転用面積2万1,969㎡に処理施設4棟、事務所1棟、福利厚生施設1棟のほか、車庫、緑地帯、調整池、駐車スペースを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査回答済みで、都市計画法第32条に基づく公共施設の管理者との協議済みとのことです。また、都市計画法第34条12号産業廃棄物処理施設の建築に該当し、許可の見込みがあることを確認しております。

一般産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可が必要となりますが、当該廃棄物処理施設の設置に係る事前協議は終了していることを、熊本市環境局資源循環部からの通知で確認しております。

工事期間は令和7年6月15日から令和10年11月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

31番は、建設業及び太陽光発電事業等を営む法人が賃借権設定に

よる営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う一時転用の更新 2 回目の許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置の設置等の一時転用に該当し、当該利用目的を達成する上で、当該農地を利用することが必要であると認められるものとして、不許可の例外の規定に該当すると判断しました。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部で太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。支柱の部分等の転用面積は 0.799 m²、パネル直下面積は 2,076.45 m²です。設備の内容は、高さ 2.2 m から 2.5 m の支柱を立て、太陽光パネル 840 枚を設置し、遮光率は 65 % との計算で、下部農地でブルーベリーを作付されております。

しかしながら、作付けする作物の生育に適した条件の日照量を確保できる設定となっているものの、営農状況については、直近の農産物の状況報告によると、収量は地域の平均単収の 8 割を満たしておらず、昨年 7 月と本年 1 月に現地調査を実施し、営農指導をいたしております。1 月の農業委員による営農指導を受けて、営農の改善計画を提出がなされ、営農計画においては、知見を有する者の意見書を踏まえ、今後収量の改善が見込まれると判断しますが、更新期間はその生育状況から 2 年が妥当と判断しました。

申請地は地域計画の区域内ですが、令和 6 年 12 月 12 日の協議の場において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認いたしております。また、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体撤去する旨の確約書の提出がなされています。

以上 31 件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長

ただいま 1 番から 31 番について地元委員よりご報告がございましたが、17 番は議席番号 15 番の坂本委員が申請人です。農業委員会等に関する法律第 31 条第 2 項の規定により、議事に参与することができませんので、坂本委員に審議終了まで議場から退出していただきます。

坂本委員、よろしくお願いいたします。

(15 番 坂本修委員 退室)

議 長 ただいま地元委員よりご報告がございましたが、1番から31番までの件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、3番と31番は営農型太陽光発電設備への一部転用、4番から24番までと25番から30番までは総転用面積が各々3,000㎡を超えますので、申請書に許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

 また、4番から24番までは総転用面積が4haを超えますので、農業会議の意見を聴取した後、申請書に承認相当の意見を付して熊本県知事へ送付することといたします。

 それでは、坂本委員に入室をお願いいたします。

 (15番 坂本修委員 入室)

議 長 次は32番、説明をお願いします。

12番 森山哲也委員

 12番委員、森山です。

 32番から33番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

 32番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

 土地利用計画は、転用面積340㎡に木造2階建て1棟の建築計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事は令和8年3月15日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

 33番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い

第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積945㎡に建築条件付売買予定地4区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面も協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま32番、33番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて、34番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

34番から37番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

34番は、介護支援事業を営む法人が、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、法人の駐車場として21台分を保有していますが、職員の増加、利用者の増加に伴い、駐車場が不足しているため、普通車両4台分を増設する計画で転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年5月30日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

35番は、不動産売買業を営む法人が、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積270㎡に建築条件付売買予定地1区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

36番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積359.47㎡、転用面積312.1㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

37番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共施設の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては周辺での代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積439.05㎡、転用面積392㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま34番から37番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、38番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

38番から40番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

38番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種類が埋設される道路の沿道の区域です。申請地への上下水道の接続も可能です。おおむね500m以内に区役所と教育施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,343.67㎡、総転用面積2,329㎡を建築条件付売買予定地8区画、ごみ置き場、新設道路、後退道路、道路拡幅部分として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和10年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

39番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積90㎡を貸駐車場5台分として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農

地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

40番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,794.86㎡、総転用面積1,097㎡を建築条件付売買予定地6区画、新設道路として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申出中とのことです。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま38番から40番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、41番。

17番 宮本淳一委員

17番委員、宮本です。

41番から44番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

41番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、転用面積と

しては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

42番から44番は関連で、1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請30番から35番及び2号議案、事業計画変更承認申請2番から4番と関連です。営農型太陽光発電設備の一時転用許可の申請です。作物変更に伴う3条申請に合わせての申請で、期間は3年間となっております。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、太陽光パネル1,212枚、パネルの高さ2.2mから3.87m、遮光率72%、発電能力363.6kwで、支柱部分等に当たる転用面積は1.24㎡です。営農者は別途農地法第3条により土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積2,459.84㎡においては、ミョウガとサカキを作付する予定です。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、九州電力との接続に関する証明書、また知見を有する者の意見書も添付されております。

これまでの営農実績において基準収量に満たない期間もあり、一部作物変更もされるため、今後も耕作状況を確認していく必要があるものとの協議にいたりました。よって、令和6年3月25日付け農林水産省農村振興局長より通知された営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの設定について、に基づき、期間は1年間といたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、支柱を含めた営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了等による原状回復のため設備撤去をされる場合は、当該設備を解体撤去する旨の確約書が提出されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長

ただいま41番から44番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。なお、42番から44番までは営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、45番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

45番から47番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

45番は、飲食物の移動販売業、キッチンカーを営む法人が所有権を移転し、車両置場及び関係資材置場へ転用する申請であります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものであります。

土地利用計画は、申請地481㎡に1.5t貨物1台及び軽貨物2台のキッチンカー、計3台と移動販売に必要な機材等を置く計画で、転用面積は適正なものと判断いたしました。事業計画、資金証明書等についても問題ないものと思われます。また、転用による周辺農地への日照、通風等営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和7年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

46番は、土木工事業等を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請であります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものであります。

土地利用計画は、申請地931㎡に型枠や鋼管等の土木資材置場と、車両の回転スペースを配置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか排水同意書等も添付されており、転用の確実性も認められます。また転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和7年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手され

ることを確認しております。

47番は、太陽光発電事業等を営む法人が通行地役権を設定し、太陽光発電設備の管理用通路へ転用する申請であります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、申請地の隣に既に設置された太陽光発電施設の管理用道路として拡張するもので、今回の申請地以外に場所が確保できないため、申請地を選定されたものであります。

土地利用計画は、申請地1, 139㎡のうち113㎡を通路として使用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画書及び資金証明のほか、通行地役権設定契約書の写しも添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風と営農条件への支障も発生しないものと思われれます。工期は許可日から令和7年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま45番から47番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、第5号議案、第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号及び第6号は関連ですので、併せて説明します。
まず、第5号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書28ページの表をご確認ください。なお、令和7年4月から農地中間管理機構との所有権移転及び貸借については、農用地利用集積等促進計画案のみとなっておりますので、ご了承ください。

まず所有権移転です。明細は議案書29ページの1番から31ページの14番までとなっております、熊本県農業公社への売渡しが4件、同

じく熊本県農業公社からの買入れが10件、面積は14件合わせて、田3万6,467㎡、畑5,444㎡の合計4万1,911㎡となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借で、明細は議案書31ページの15番から96ページの292番までの278件となっています。契約期間別では、6年未満が31件、10年以上が247件。面積は278件合わせて、田158万3,521.1㎡、畑19万4,786㎡の合計177万8,306.1㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は、水稻、畑作物、果樹を予定されており、このうち全てが一括方式となっています。

続いて、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書97ページの1番から3番までの3件となっています。なお、議案第5号及び議案第6号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号及び第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、第8号議案1番と関連で、租税特別措置法第70条の4第

1 項の譲与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願い出人はミカンを栽培されている農家で、対象農地は現在農地中間管理機構へ貸し付けられておりますが、願い出の期間は適正な管理、耕作が行われていたことを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明書の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。次は、2 番。

1 3 番 林田智博委員

1 3 番委員、林田です。

2 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願い出人は、水稻、トマトを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明願の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま 2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第 8 号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願 1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

9 番 東哲治委員

9 番委員、東です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、第 7 号議案 1 番と関連で、農地中間管理機構へ貸付けしたもので、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の譲与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。

願い出人は、納税猶予を受ける対象農地 13 筆を農地中間管理機構へ適正に貸付けされていれば、納税猶予の継続も可能となっております。対象農地について継続して適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明書の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第 9 号議案、納税猶予に関する適格者証明願 1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願い出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1 番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、相続税納税猶予のための適格者証明願です。願い出人は対象農地 2 筆を願い出人自ら農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

 続きまして、第 10 号議案、土地改良法第 3 条による資格証明願 1 件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

 それでは、1 番、お願いします。

17 番 宮本淳一委員

 17 番委員、宮本です。

 1 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

 1 番は、県営新地ため池地区土地改良事業に伴う同意を得るに当たり、当該同意の対象者が土地改良法第 3 条に規定する資格を有する旨の証明願いです。先日地区委員会において名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の所有者等資格を有する者であることが確認できましたので、願い出どおり承認することに何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

 続きまして、第 11 号議案、令和 7 年度最適化活動の目標の設定などについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 第 11 号議案、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について説明します。

 配付資料別紙様式 1 をご確認ください。

 まず 1 枚目、1、農業委員会の状況、令和 7 年 4 月 1 日現在について

てです。１、農業委員会の現在の体制については、昨年令和６年４月に新体制となりましたので、その内容について記載しています。

次に、２、農家・農地の概要については、直近の農林業センサス２０２０年になりますけども、そちらの記載内容となっております。なお、右側の表にある認定農業者などの各経営体数については、本市農水局から提供していただいたものになっております。また、下の表にあります耕地面積については、農林水産関係市町村別統計の令和６年の耕地面積１万７００ｈａを記載しておりますので、併せてご確認ください。

それから、次に１枚目の裏面、Ⅱの最適化活動の目標です。

まず１の最適化活動の成果目標については、（１）農地集積の①現状と課題、②集積目標。なお、令和７年度の集積目標、面積目標は３００ｈａとしております。（２）遊休農地の現状と課題、②解消目標。

それから２枚目表のほうになります、（３）新規参入の参入促進の現状と課題、目標についてはそれぞれ記載のとおりとなっています。

最後に、２最適化活動の活動目標です。（１）推進委員等が最適化活動を行う目標日数は、昨年度と同じく１人当たり月１０日を目標にしております。なお、さきの地区委員会で説明したとおり、本年度より本市独自の活動記録様式の見直しを行っておりますので、本年度も目標達成に向けて皆様のご協力をお願いいたします。

（２）活動強化月間の設定目標は記載のとおりとなっております。強化月間が近づきましたら改めて周知を行いますので、よろしくお願いいたします。

最後に（３）新規参入相談会の参加目標については、昨年同様の内容を記載しておりますので、ご確認のほうをお願いします。

以上、この目標を基に令和７年度の最適化活動を進めていきたいと思っておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。なお、本目標については本総会での承認を経て、本市ホームページへの掲載と併せて熊本県農業会議へ提出の上、全国農業会議所のホームページにおいても公表される予定となっております。

以上、簡単ですが、令和７年度最適化活動の目標の設定等について説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいま事務局説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしということで、提案どおり本年度の最適化活動の目標を設定することに決定いたします。

次に、次第５の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

１番から６番までの合計１１２件となっております。件数のみを報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第６のその他です。まず、職員の任命について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは私のほうから、左上に職員の任命についてという１枚の用紙を配布しておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、まず退職でございますが、宮本前政策監をはじめ３名の職員が３月３１日付けで退職しまして、同日会長より退職辞令が交付されております。

次に、転出でございますが、田代西南分室長をはじめ４名の職員が、４月１日付けで市長部局へ転出しております。こちらは表の右側にそれぞれ新しい所属を記載しております。

続いて転入でございますが、坂東主幹をはじめ７名の職員が、新たに農業委員会事務局職員として４月１日付けで配属されました。こちらでも表の右側に前職を記載しております。

最後に配置替えで昇任でございますが、岡本西南分室長をはじめ４名の職員が、４月１日付けで配置替えまたは昇任しておりますので、ご報告いたします。

以上、職員の任命についてのご説明は以上でございます。

議長 次に、地域計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 最後になりますが、地域計画の策定及び公表について説明します。先月３月２８日に農業政策課から令和６年度の地域計画策定の終了について報告がありました。併せて、熊本市ホームページにも公表がされておりますので、そちらもご確認ください。なお、地域計画策定は市内全域で、当初５４地区となっておりますが、令和６年度の策定済は４３地区となっております。農業委員、推進委員の皆様には地域

計画策定に向けた地元協議への参加など、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。なお、地域計画は毎年見直しを行うことになっておりますので、今後とも皆様のご協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。地域計画が策定されたというよりも、地域計画が今月からスタートでございますので、その点も併せてよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決された案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これにて閉会いたします。

なお、次回の総会は連休明けになりますので、1日後ろにずらせていただいて、5月9日金曜日に開催させていただきます。場所は国際交流会館の第3会議室になりますので、またよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 40分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年4月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 西 村 清 敏

署名委員 牧 坂 邦 夫

書 記 平 井 伸 之